

資料2-① 奄美市地域情報化計画の位置付けと計画期間について

(1)本計画の目的と位置付け

本計画では、これまで本市が取り組んできた地域情報化施策に加え、地域全体に必要なデジタル活用方針を定め、地域の幸福度向上を目指すための計画とします。

計画の位置付けは、奄美市総合計画の重点プロジェクトである「奄美市『未来づくり』総合戦略 2025」(まち・ひと・しごと創生総合戦略)を踏まえた計画とし、さらに、「官民データ活用推進基本法」における『市町村官民データ活用推進計画』及び「デジタル社会形成基本法」に定める『区域の特性を生かした自主的な施策』としても位置付けます。

また、本計画における情報化施策については、「奄美群島成長戦略ビジョン」や「奄美群島振興開発計画」において、奄美群島の成長に向けて強化すべき重点分野のひとつと位置づけられています。



(2)本計画の計画期間について

本計画の基礎となる「奄美市総合戦略」の計画期間との整合を図り、近年はデジタル関係の変化が大きいという理由から、令和 8 年度から令和 10 年度までの「3年間」の計画期間とします。(前々回 10 年→前回 5 年→今回 3 年)。

次回以降の計画期間については、技術の変化や社会背景、本市総合戦略期間等を考慮しながら、柔軟に設定します。

▼各計画予定期間(方針:総合戦略策定の翌年に地域情報化計画を策定する。)

奄美市 総合計画 (15年)	R6-----R20			
	1期(4年) R6-----R9	2期(4年) R10----R13	3期(4年) R14----R17	4期(3年) R18---R20
総合戦略	R7----R9 (3年)	R10----R13 (4年)	R14----R17 (4年)	R18---R20 (3年)
地域情報化 計画(案)	R8--- R10 (3年)	R11----R14 (4年)	R15----R18 (4年)	R19----R21 (3年)

(参考) ※第1次奄美市地域情報化計画:平成 23 年度～令和 2 年度(10 年)

※第2次奄美市地域情報化計画:令和 3 年度～令和 7 年度(5 年)

【参考】本計画の策定に関連する法令(抜粋)

「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)

第9条3項

市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、島外市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(「市町村官民データ活用推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)

第14条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。